

3 8 地方消費者行政に対する支援について

(財務省、内閣府)

【内容】

- (1) 高齢化や情報通信技術の発達による消費者被害の増加など、社会環境の変化に伴う新たな消費者問題に対応するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者教育・啓発を推進するため、地方消費者行政に対する支援の充実を図ること。
- (2) とりわけ、市町村消費生活センターの相談体制の質の向上を図るため、国家資格等を有する消費生活相談員の配置及び研修の機会の確保ができるよう、引き続き交付金による安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) また、高齢者等を地域で見守る体制の構築や、若年者への消費者教育の推進など、消費者行政の課題に積極的に取り組めるよう、十分な財政措置を講じるとともに、補助率 10/10 を維持し、長期的かつ柔軟な活用ができるものとする

(背景)

- 平成 21 年 9 月に消費者安全法が施行され、消費生活相談等の事務を行うため、都道府県には消費生活センターの設置が義務づけられ、市町村は、その設置に努めることとされた。
- 国は、地方消費者行政の強化のため、平成 21 年度から地方消費者行政交付金等を通じた財政支援を行ってきた。
また、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備するため、「地方消費者行政強化作戦」を定め、消費生活センターの設立促進などを当面の政策目標として掲げている（平成 26 年 1 月策定、平成 27 年 3 月改定）。
- 本県では、国の交付金を活用して、市町村へ補助を行い、市町村の消費生活相談体制の充実・強化を図ってきた。本県の市町村消費生活センターの設置率は全国平均と比較して極めて低い状況にあったが、「地方消費者行政強化作戦」の当面の政策目標の達成に向けて市町村に対し積極的な働きかけを行った結果、消費生活センターの設置が大幅に進展し、平成 29 年度末までに 49 市町村に設置される見込みとなった。
- 市町村消費生活センターの相談体制を確保し、質の向上を図っていくためには、国家資格等を有する消費生活相談員の配置及び研修の機会の確保が必須であり、引き続き国の交付金による安定的かつ十分な財政支援が必要である。
- また、国では、平成 30 年度以降の地方支援として、従来の交付金に加え、国が解決すべき消費者行政の課題に意欲的に取り組む地方公共団体の取組を支援するため、新たな交付金の創設が検討されている。本県としても、高齢者等を地域で見守る体制の構築や、若年者への消費者教育の推進などの課題に積極的に取り組んでいく必要があるが、財源の確保が困難であり、国の交付金（補助率 10/10）による十分で、長期的かつ柔軟な支援が必要である。

(参 考)

◇ 地方消費者行政推進交付金の規模

年度	国予算区分	国予算額	備考
29年度	28年度補正予算分	20億円	愛知県交付額 推進事業費(県) 26,266千円 事業費補助金(市町村) 197,110千円 計 223,376千円
	29年度当初予算分	30億円	
	計	50億円	
30年度	概算要求額	40億円	地方消費者行政推進交付金30億、 地方消費者行政強化交付金(仮称)10億(新規)

◇ 市町村の消費生活相談体制の質の向上に係る事業費の推移 (単位:千円)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (事業計画)	30年度 (想定)	全国の市町村 (28年度)	
推進交付金事業費 (県+市町村)(A)	179,397	226,355	(※1)285,466	(※2)240,000		
うち 相談員 経費	人件費	41,592	77,624	119,583		119,000
	研修費	8,846	11,109	13,912		13,000
	計(B)	50,438	88,733	133,495		132,000
相談員経費の割合 (B)/(A)	28.1%	39.2%	46.8%	55.0%		
(参考) 本県の消費生活センター設置率(各年度4月1日時点)						
5万人以上市町	23.5% (8/34)	47.1% (16/34)	82.4% (28/34)	97.1% (33/34)	87.2% (485/556)	
5万人未満市町村	0.0% (0/20)	45.0% (9/20)	80.0% (16/20)	80.0% (16/20)	39.4% (467/1,185)	

※1 消費者行政活性化基金の取崩し62,090千円含む。

※2 下記の地域の高齢者等の見守りに必要となる主な事業費(概算)を含む。

◇ 地域の高齢者等の見守りに必要となる主な事業費(概算) (単位:千円)

	県(※1)	市町村(※2)	計
平成30年度 所要額	会議費	(※3)6,500	6,750
	研修費	(※4)7,800	7,800
	啓発費	(※5)2,600	8,600
	計	16,900	23,450

※1 29年度事業計画における事業費を参考に積算

※2 地域協議会設置市町村数:28年度まで0、29年度以降設置予定26市町村

※3 地域協議会設置に係る会議費:250千円×26市町村

※4 高齢者等の見守り活動の担い手(民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等)に対して行う研修費用:300千円×26市町村

※5 高齢者等の見守り活動の担い手に対して行う啓発費:100千円×26市町村

◇ 若年者への消費者教育に必要となる主な事業費(概算) (単位:千円)

平成30年度 所要額	県	・消費者教育推進フォーラムの開催 ・消費者市民講座開催(教員・学生対象分) ・専門分野チーム研究会の開催(消費者教育分野)	1,130
	市町村 (※)	学校と連携した消費者教育推進事業 ・消費者教育コーディネーターの配置、大学への 消費者教育・啓発委託事業 ・消費者教育・啓発講座の実施等	33,500

※ 要望額調査(8月)から積算

◇ 「地方消費者行政強化作戦」の当面の政策目標(抜粋、消費者庁平成27年3月改定)

<政策目標1> 相談体制の空白地域解消

1-1 相談窓口未設置自治体(市町村)を解消

<政策目標2> 相談体制の質の向上

2-1 消費生活センターの設立促進(人口5万人以上の全市町、かつ5万人未満の市町村の50%以上)

2-2 消費生活相談員を管内自治体(市町村)の50%以上に配置

2-3 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ

2-4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ(各年度)

<政策目標5> 「見守りネットワーク」の構築

5-1 消費者安全確保地域協議会の設置(人口5万人以上の全市町)